

定額減税にかかる調整給付金 (不足額給付分)のご案内

令和6年の夏頃、定額減税しきれないと見込まれる方に調整給付金（当初給付分）を支給しました。今回の調整給付金（不足額給付分）は、令和6年分所得税額及び定額減税可能額が確定した結果、本来給付すべき調整給付金の額が調整給付金（当初給付分）の額を上回った方等に対して追加で支給する給付金です。

なお、「不足額給付Ⅰ」と「不足額給付Ⅱ」の2種類があり、それぞれ対象者が異なります。（詳しくは裏面をご覧ください。）



8月下旬から順次、対象者に **支給のお知らせ** をお届けします。必ず開封してご確認ください。



給付金受け取りまでの流れ



タテ長 A4

支給のお知らせ
が届いた方

手続き不要です
振込みをお待ちください

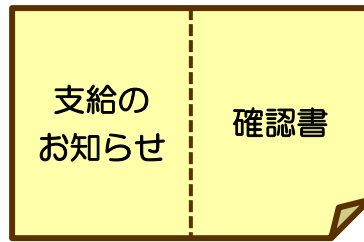
以下のいずれかの口座に振込予定です。

- ・児童手当・児童扶養手当の受給口座
- ・令和5・6年度の明石市物価高騰対応支援給付金受給口座
- ・マイナポータルに登録された公金受取口座

ただし、受取口座を変更する場合や給付金を辞退する場合は手続きが必要です。



9月に振込開始予定



ヨコ長 A3

支給のお知らせ
& 確認書
が届いた方

申請手続きが必要です

- 郵送で申請する場合
確認書に必要事項をご記入のうえ、返送してください。
- インターネットで申請する場合
支給のお知らせに記載されたID・パスワードが必要です。詳しくは支給のお知らせをご覧ください。

申請期限:令和7年10月31日(金)必着

※期限後の受付はできませんのでご注意ください。



申請受付後3週間程度で振込予定

不足額給付Ⅰ



支給対象者 以下の(1)(2)ともに当てはまる方が対象です。

(1) 令和7年度個人住民税が明石市から課税されている。

↳以下のいずれかに当てはまる方を指します。

- 令和7年1月1日時点で明石市に住所を有する方（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、明石市以外の自治体から令和7年度個人住民税を課税されている方を除く）
- 令和7年1月1日時点で明石市の住民基本台帳に記録されていないが、同法の規定により、明石市から令和7年度個人住民税を課税されている方

(2) 「令和7年調整給付金所要額^{*1}」から「令和6年調整給付金（当初給付分）算定額^{*2}」を引いた額が0円より大きい。



支給額

「令和7年調整給付金所要額^{*1}」から「令和6年調整給付金（当初給付分）算定額^{*2}」を引いた額

※1 令和6年分所得税から定額減税しきれなかった額（令和7年に入手可能な課税情報をもとに算定）と、令和6年度個人住民税から定額減税しきれなかった額を合計し、1万円単位で切り上げた額です。

※2 令和6年に実施された「定額減税にかかる調整給付金」の算定額です。

不足額給付Ⅱ



支給対象者 以下の(1)～(3)すべてに当てはまる方が対象です。

(1) 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額がどちらも0円である。

(2) 税制度上、「控除対象配偶者」と「扶養親族」のどちらにもなることができない。

↳以下のいずれかに当てはまる方を指します。

- 青色事業専従者または事業専従者（白色）
- 令和6年分所得税に係る合計所得金額と令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額がどちらも48万円を超えている方

(3) 低所得世帯向け給付金対象世帯の世帯主・世帯員ではない。

↳以下のいずれかの給付金の対象世帯に属する方は対象外です。

- 令和5年度個人住民税非課税世帯への給付金（7万円）
- 令和5年度個人住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）
- 令和6年度新たに個人住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯への給付金（10万円）



支給額 4万円（内訳）所得税分3万円 + 個人住民税分1万円

※令和6年1月1日時点で国内のいずれの自治体の住民基本台帳にも登録がない方は個人住民税分が0円となります。

明石市物価高騰対応支援給付金コールセンター

お問い合わせ

電話 078-918-0318（平日 9:00～17:30）

FAX 078-918-5653

明石市ホームページ



明石市 不足額給付

